

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更に係る事業計画を、土地区画整理法第55条第13項の規定により、公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行令第3条の規定により次のとおり公告します。

なお、当事業計画のうち、都市計画で定められた事項以外の事項について意見がある利害関係者は、令和5年2月13日までに意見書を提出することができます。

令和5年1月16日

京都市長 門川 大作

1 縦覧期間

令和5年1月17日（火）から同年1月30日（月）まで

2 縦覧期間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課内

（都市計画局住宅室すまいまちづくり課）